

# 智頭町子育てサポート給付金

智頭町では、子育て世帯の経済的負担や心理的負担を軽減し、安心して子育てできるよう支援することを目的として、「智頭町子育てサポート給付金事業」を令和6年4月1日から開始しました。

この給付金は、国事業の子育て応援給付金（お子さんひとりにつき5万円）に上乗せして給付するものです。

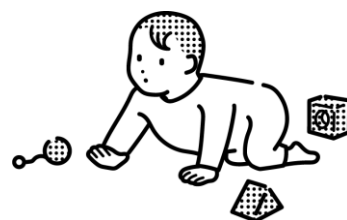
## 対象者

- 1 令和6年4月1日以降に出生届を提出したお子さんの養育者
- 2 申請時点において智頭町の住民基本台帳に登録がある方
- 3 本給付金の対象となるお子さんの養育者について、他自治体等において同様の給付等（国事業に基づく子育て応援ギフトを除く）を受けていない方



## 給付の額

お子さん1人につき5万円



## 申請方法

申請書兼請求書に必要事項をご記入の上、福祉課窓口にて提出していただくか、郵送してください。

## 申請に必要なもの

- ・印鑑（シャチハタ不可）・給付金振込口座の通帳（原則、ゆうちょ銀行以外）
- ・マイナンバーカード（マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーの通知カードと運転免許証などの本人確認書類）

※出生届提出後にお子さんが死亡した場合も、子育てサポート給付金の申請ができます。

【問い合わせ・申込先】

智頭町福祉課

電話：(0858) 75-4101